

# 環境配慮指針

奈良県

## はじめに

私たちの住む奈良は、飛鳥・藤原・平城京建都以来受け継がれてきた世界に誇るべき有数の歴史的文化遺産や、大和青垣・南部山岳地域の自然環境など、豊かな環境に恵まれ、これらは、私たちに多くの恵みをもたらすとともに、訪れる人々に限りない親しみを抱かせてきました。

しかしながら、近年の資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、環境への負荷を増大させ、地域の環境のみならず、人類の存続の基盤である地球全体の環境をも脅かすまでに至っています。

もとより、健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、すべての県民参加の下に、その環境を良好な状態で将来の世代に継承していくために、「奈良県環境基本条例」を制定するとともに「奈良県環境総合計画」策定し、「奈良県環境影響評価条例」を制定することとなりました。

このような状況を踏まえ、この度、参加主体であります開発事業者がその事業の実施に当たり、奈良県環境影響評価条例の手続きによらない規模の開発事業等に対しても自主的な環境への配慮を促進していただくための指針を策定しました。

今後、開発事業者の皆様が、この指針の主旨を十分理解し、本県の環境の保全と創造について適正に配慮され、事業を進めていただきたいと思います。

平成11年12月

奈良県生活環境部長 西尾 哲夫

< 目 次 >

1. 環境配慮指針の基本的事項	1
1.1 目的等	1
1.2 基本的な視点	1
2. 環境配慮の手順	1
2.1 基本構想段階での環境配慮	3
2.2 基本計画段階での環境配慮	4
2.3 実施計画段階での環境配慮	7
2.4 実施段階での環境配慮	8
3. 環境配慮の記録	9
4. その他の事項	9

## 1. 環境配慮指針の基本的事項

### 1.1 目的等

奈良県では、奈良県環境基本条例（平成8年12月奈良県条例第7号）（以下「環境基本条例」という。）第10条の規定に基づき環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、奈良県環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定め、行政、事業者、県民が実践していくための環境に優しい行動例を示しています。

この指針は、環境基本条例第12条の規定に基づき、県内での土地の形状の変更、工作物の新設等（以下「開発事業」という。）の実施に際し、環境総合計画に示される開発事業における環境配慮として、開発事業者自らが自主的、積極的に環境配慮を行えるよう必要な事項を示したものです。

なお、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び奈良県環境影響評価条例（平成10年12月奈良県条例第11号）の規定により定められる規模の開発事業については、それぞれの規定に基づく環境影響評価制度が適用されますのでその手続きに従って環境影響評価を行うこととなります。

### 1.2 基本的な視点

私たちが健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、将来にわたって維持されるように環境の保全が適切に行われることが重要です。開発事業の実施に当たっては、公害の発生を未然に防止することはもとより環境への負荷を極力抑制し、良好な生活環境の保全を図る必要があります。

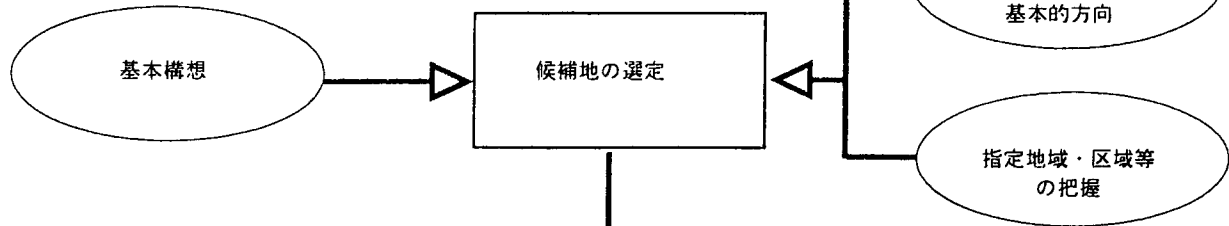
環境配慮指針の基本的な視点を以下に示します。

- ① 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- ② 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- ③ 人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いが保たれること。
- ④ 資源及びエネルギーの利用等における物質循環が促進されること。

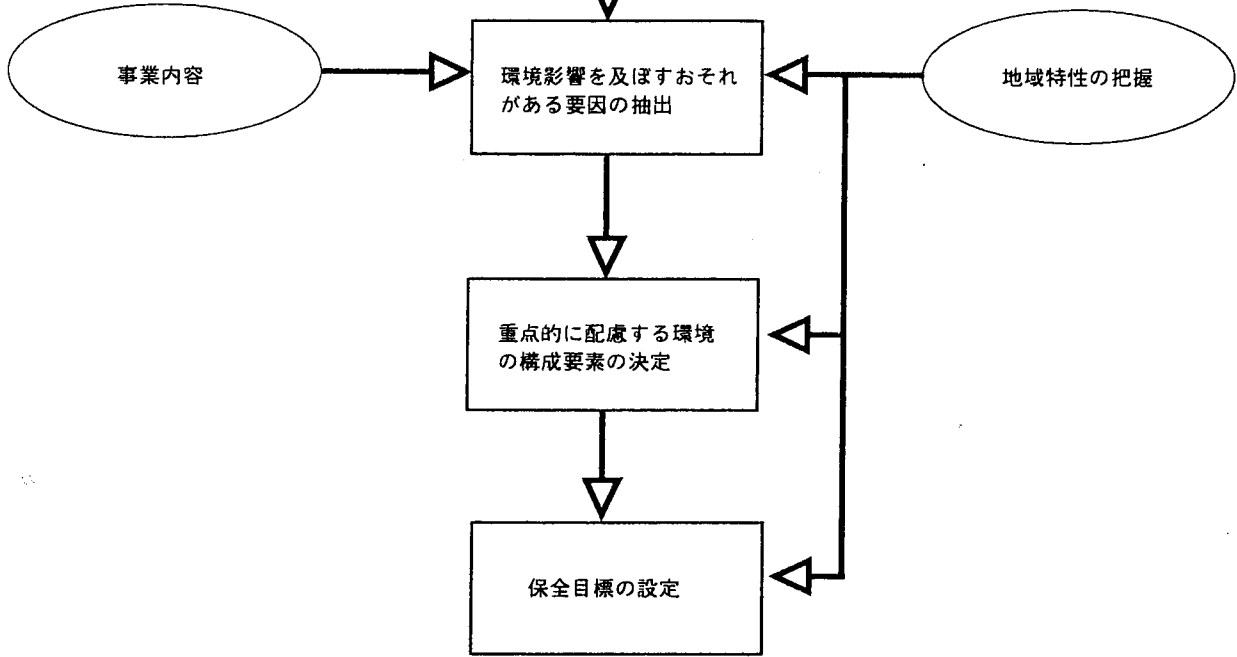
## 2. 環境配慮の手順

開発事業の実施に係る環境配慮については、事業の基本構想、基本計画段階から事業の実施計画、実施（工事、供用）段階に至るまで、それぞれの段階において、自然環境の保全に配慮した工法の採用、低公害機器の使用など、地域の特性に応じて事業者が自ら行うことが求められています。環境配慮の手順を図2-1に示します。

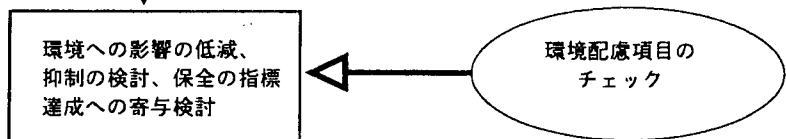
[基本構想段階での環境配慮]



[基本計画段階での環境配慮]



[実施計画段階での環境配慮]



[実施段階での環境配慮]



図2-1 環境配慮の手順

## 2.1 基本構想段階での環境への配慮

開発事業の基本構想段階では、候補地の選定の検討等を行う際に、事業の実施に伴う環境への影響も踏まえて総合的に検討する必要があります。基本構想段階で考慮すべき内容を次に示します。

### ① 環境の保全及び創造のための基本的方向

環境基本条例第10条の規定に基づく「環境総合計画」では、環境の保全と創造のための基本的方向を以下のとおり定めています。事業内容等の検討に当たっては、この基本的方向も視野に入れて検討を行う必要があります。

#### [環境の保全・創造のための基本的方向]

- ・豊かな自然環境の保全と活用
- ・優れた歴史的文化遺産の保護と活用
- ・快適な生活空間の創出
- ・大気環境の保全
- ・水環境の保全
- ・エネルギーの適正利用
- ・廃棄物対策・リサイクルの推進

### ② 候補地の選定に当たっての基本的方向

開発事業の実施の候補地の選定の検討に当たっては、以下の基本的方向を考慮する必要があります。

1). 自然環境の保全及び災害の防止等を図るために指定された地域は、原則として避ける。

例) ・国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域

- ・鳥獣保護区の特別保護区域
- ・歴史的風土保存区域
- ・自然環境保全地域
- ・史跡名勝又は天然記念物等の指定を受けた区域等文化財保護上保全を必要とする区域
- ・保安林、保安施設地区
- ・景観保全地区及び環境保全地区
- ・近郊緑地保全区域
- ・風致地区
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

2) 貴重な環境資源に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合には、当該資源が存在する地域はできる限り避ける。

- 例) ・希少な野生動植物や特定植物群落等の生息、生育地
- ・貴重な埋蔵文化財包蔵地

3) 水資源の保全が必要な地域で、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合には、当該地域はできる限り避ける。

- 例) ・水道水源の上流域
- ・水源かん養林など水資源保全上大切な役割を果たしている森林

### <基本構想段階での環境配慮チェックリスト>

- 事業予定地及びその周囲の社会的状況（人口、産業、土地利用、交通等）を既存の最新の文献等（県、市町村の統計書等）で把握している。
- 事業予定地及びその周囲の環境の自然的構成要素（大気環境、水環境、土壌にかかる環境その他の環境）の状況を既存の最新の文献等（県、市町村の「環境白書」等）で把握している。
- 事業予定地及びその周囲の生物にかかる環境要素（動物、植物、生態系）の状況を既存の最新の文献等（「奈良県環境資源情報データブック」等）で把握している。
- 事業予定地及びその周囲の人と自然及び文化遺産にかかる環境要素（景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び文化遺産）の状況を既存の最新の文献等（「奈良県環境資源情報データブック」等）で把握している。
- 事業内容は、「環境の保全・創造のための基本的方向」に沿っている。
- 事業予定地は、「候補地の選定に当たっての基本的方向」に沿っている。
- 社会的状況、環境の自然的構成要素、生物にかかる環境要素、人と自然及び文化遺産にかかる環境要素、環境への負荷にかかる環境要素の状況を把握した上で、事業の総合的検討を行い、候補地の選定等を行っている。

## 2.2 基本計画段階での環境への配慮

環境への配慮は、事業が実施されてからでは困難なことが多いので、できるだけ事業の早い段階で検討することが重要です。このため、事業の基本計画段階で事業の実施に伴う環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について、その影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）について重点的に配慮する必要があります。

### ① 影響要因の抽出

事業実施予定地及びその周囲の社会的状況、環境の自然的構成要素、生物にかかる環境要素、人と自然及び文化遺産にかかる環境要素、環境への負荷

にかかる環境要素の状況を把握した上で、一般的な事業の内容による影響要因と環境要素の関係を整理します（表2-1参照）。

### ② 重点的に配慮する環境要素の決定

影響要因と環境要素の関係から、特に大きな影響を及ぼすと考えられる環境要素について重点的に配慮することとします。

### ③ 保全目標の設定

重点的に配慮する環境要素について、環境への影響を低減、抑制するための措置の検討、保全の指標達成への寄与の程度の検討を行ってください。

#### [保全目標の例]

##### 環境の自然的構成要素の保全目標

- ・健全な大気環境を保全する
  - ・健全な水環境を保全する
  - ・健全な土壌環境を保全する
- 等

##### 生物にかかる環境要素の保全目標

- ・生物の生息・育成環境を保全・創造する
- 等

##### 人と自然及び文化遺産にかかる環境要素の保全目標

- ・文化財を保全する
  - ・地域の歴史に調和した景観を創造する
- 等

##### 環境への負荷にかかる環境要素の保全目標

- ・二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を可能な限り抑制する
  - ・廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理の推進
- 等



表2-1 影響要因の区分と環境要素との関係

影響要因の区分			工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	
環境要素の区分		細区分			
環境の自然的 構成要素	大気環境	大気質			
		騒音			
		振動			
		悪臭			
		その他			
	水環境	水質			
		底質			
		地下水			
		その他			
	土壌環境 その他の 環境	地形・地質			
		地盤			
		土壌			
		その他			
生物にかかる 環境要素	植物				
	動物				
	生態系				
人と自然及び 文化遺産にか かる環境要素	景観				
	触れ合い活動の場 文化遺産				
環境への負荷 にかかる環境 要素	廃棄物等				
	温室効果ガス等				

影響が考えられる項目に○をつける。

注) 本表は一般的な事業活動による影響要因と環境要素の関係を整理するものであり、個別の事業内容等により項目の追加又は削除をして用いてください。

### <基本計画段階での環境配慮チェックリスト>

- 環境影響に関する調査（環境の自然的構成要素、生物にかかる環境要素、人と自然及び文化遺産にかかる環境要素、環境への負荷にかかる環境要素の状況）を実施している。
- 事業の内容から影響要因と環境要素の関係を整理している。
- 重点的に配慮する環境要素を決定している。
- 環境への影響を極力回避、低減している。
- 環境への影響が大きいと考えられる場合は、環境保全措置を検討している。
- 環境を改変する場合の代替措置として環境修復（ミティゲーション）を計画・設計に盛り込んでいる。
- 工事中及び供用後の環境監視等のフォローアップを検討している。
- 事業費の中に相当程度の環境配慮対策費を充てている。

### 2.3 実施計画段階での環境への配慮

実施計画段階では、事業が具体化されてきているので、ここでは基本計画段階で考慮した環境配慮の妥当性を再度検討し、具体的な環境保全措置を講じておく必要があります。

### <実施計画段階での環境配慮チェックリスト>

#### （環境の自然的構成要素）

- 環境影響に関する調査（大気質、水質 等）を必要に応じて実施している。
- 環境影響に関する予測・評価（大気質、水質 等）を必要に応じて実施している。
- 大気汚染の少ないプロセス・機器（低NO<sub>x</sub>燃焼機器など）を採用している。
- 水質汚濁の少ないプロセス・機器（廃液の回収・再利用、クローズドシステムなど）を採用している。
- 低騒音型機器の使用、防音、防振設備を設置している。
- 悪臭防止のため排出口の位置等の配慮を行っている。

#### （生物にかかる環境要素）

- まとまりや連続性のある緑地を確保し、生物の多様性を確保している。
- 緑化に当たっては、できる限り周辺植生と同じ種を用いるなど生態系の保全に努めている。
- 空地には、可能な限り緑地、池、小公園等を設けたり、食餌木の植栽を行うなど、鳥や昆虫などの小動物の生息域の創出を図っている。

- 生態系や水利用状況等を踏まえ、多自然型の川、道づくりに努めている。
- 人工物に覆われて樹木等の植栽に適しない場所においても人工土壌やコンテナ植栽、及び灌水装置などの技術を積極的に取り入れ、可能な限り緑化を行うよう努めている。

(人と自然及び文化遺産にかかる環境要素)

- 埋蔵文化財等に関する調査を実施している。
- 歴史的文化遺産は、周辺の自然環境と一体的な保存に努めている。
- 地形・地質、土地利用状況、歴史的背景等を踏まえ、形状、色彩、配置等を検討し、周辺環境と調和を図っている。
- 駐車場の設置に当たっては、周辺との調和が図れるよう、植樹等の修景を図っている。

(環境への負荷にかかる環境要素)

- 雨水を集めやすい構造とし、雨水を貯水、再利用できるシステム導入や雑用水をリサイクルした中水道システム等を検討し、トイレでの利用、緑地の散水用や景観・修景や親水・遊水用水等の水源として、雨水の利用に努めている。
- 生産工程等から発生する廃棄物の回収・再利用のための設備を設置している。
- 資源ごみ分別収集のための回収容器場所、集積場所の確保を行っている。

## 2.4 実施段階での環境への配慮

開発事業の実施に当たっては、実施計画で決定した環境保全措置を適正に講じるとともに、工事中には、当初、予測し得なかった影響が発生することもあるので、必要に応じて環境監視を行い、影響が大きい場合は、環境保全措置を新たに講じるなど柔軟な対応が必要です。また、供用後は、機器の点検・整備や緑地の維持管理等を適正に行い、環境の保全と創造を維持していくことが必要です。

### <工事での環境配慮チェックリスト>

(環境の自然的構成要素、生物にかかる環境要素)

- 動植物の繁殖期に配慮して工事時期の検討を行っている。
- 自然環境の保全に努めるため、表層土再利用（緑化用土壌として利用）を行っている。
- 建設材料は、可能な限り自然石、竹、木材などの自然材料を使うことに

努め、自然材料が不可能な場合においても再生材料、またはリサイクル可能なものを積極的に利用している。

(人と自然及び文化遺産にかかる環境要素)

- 埋蔵文化財等に対する配慮を行っている。
- 道標、常夜灯等の身近な歴史的文化遺産の修復、保全と活用に努めている。

(環境への負荷にかかる環境要素)

- 工事は、可能な限り効率化、合理化し、工期の短縮・効率化を図っている。
- 工事規模に応じて環境監視の実施と報告を行い、影響が大きい場合には、環境保全措置を講じている。
- 低騒音型機器の使用、防音、防振設備を設置している。

### 3. 環境配慮の記録

事業の構想段階から実施段階までに講じた環境配慮は、記録しておくことにより、環境配慮の効果を評価したり、今後の事業で参考とすることができるので、環境配慮記録を作成する必要があります。表3-1から表3-4に環境配慮記録の記入用紙の例を示しますので参考にしてください。

### 4. その他の事項

この指針は、開発事業における環境配慮に関する事項について示したものであり、この指針に示した事項に加えて、環境総合計画に環境配慮のための具体的な行動を示しているのを参考としてください。

なお、この指針は平成11年12月21日以降に計画される開発事業について適用されます。

表3-1 環境配慮記録例（基本構想段階）

事業名	
場 所	
種 類	
規 模	
事業内容	
事業における環境配慮の基本的方針	
指定地域・区域等の状況	
候補地の選定経緯	

表3-2 環境配慮記録例（基本計画段階）

事業名	
場所	
種類	
規模	
事業内容	
周辺の状況	
環境の自然的構成要素	
生物にかかる環境要素	
人と自然及び文化遺産 にかかる環境要素	
重点的に配慮する環境要素	
環境保全措置	

表3-3 環境配慮記録例（実施計画段階）

事業名	
場 所	
種 類	
規 模	
事業内容	
周辺の状況	
配慮した環境要素	
環境保全措置	
期待される効果	
効果のチェック方法	

表3-4 環境配慮記録例（実施段階）

事業名	
場 所	
種 類	
規 模	
事業内容	
周辺の状況	
配慮した環境要素	
保全目標	
環境保全措置	
成果又は効果	
環境保全措置の見直し等	
今後の課題	